

改定案の提示について②（期末手当支給月数にかかる条例改正後）

※令和5年第4回定例会において、期末手当の支給月数を4.4月⇒4.5月とする改正条例が議決されたことを受けて、条例改正後の期末手当支給月数による「報酬月額及び年収見込額の改定前後比較」を記載。案1から案3の内容については、第3回会議で提示した内容と変更なし。

【案1】増額改定

○人事院勧告を参照し、前回の審議会開催年度（平成29年度）の翌年度以降の官民較差率の累積分を月額給料・報酬の改定率とする。

◇報酬月額及び年収見込額の改定前後比較

（単位：円）

人事院勧告年	官民較差率
平成30	0.16%
令和元	0.09%
令和2	勧告なし
令和3	勧告なし
令和4	0.23%
令和5	0.96%
累積率	1.45%

給料月額及び報酬月額を1.45%増とする



区分	給料月額及び報酬月額			年収見込額		
	現行	改定後	比較	現行	改定後	比較
議長	668,000	677,600	9,600	11,623,200	11,790,240	167,040
副議長	597,000	605,600	8,600	10,387,800	10,537,440	149,640
議員	577,000	585,300	8,300	10,039,800	10,184,220	144,420
市長	961,000	974,900	13,900	17,724,684	17,981,056	256,372
副市長	790,000	801,400	11,400	14,570,760	14,781,022	210,262
教育長	721,000	731,400	10,400	13,298,124	13,489,942	191,818
上下水道管理者	658,000	667,500	9,500	12,136,152	12,311,370	175,218
代表監査委員	658,000	667,500	9,500	12,136,152	12,311,370	175,218

※令和5年第4回定例会の議決を受けて、期末手当の年間支給月数は4.5月で試算

※算定式

$$\{1 \times (1+0.0016) \times (1+0.0009) \times (1+0.0023) \times (1+0.0096)\} - 1$$

○改正条例は、令和6年4月1日から施行する。

【案2】現状の給料月額及び議員報酬月額を維持

【案3】その他

- ・引下げ（本則の引き下げ、期限付きの引き下げ）
- ・【案1】以外の改定率による引上げ
- ・特別職のみ引上げ・引下げ、議員のみ引上げ・引下げ
- ・【案1】の以外の施行日とする。